

秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用

秋田県週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、営繕工事の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（3）の「作業」には、現場事務所等での当該週休2日制工事に係る事務作業を含む。
- 2 要綱第2条（6）の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ②工事全体を一時中止している期間
 - ③施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 発注者は、受注者に対し、別紙2を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出するものとする。
- 2 要綱第3条第2項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。
 - ① 休日作業日と同一の1週間で確保することを原則とする。
 - ② 降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日確保した場合においても準完全週休2日と認める。
 - ③ ①及び②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後の週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。
- 3 要綱第3条第2項の「別に定める期間」とは、要綱第2条関係（定義）2①から④までの期間とする。

要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等）

- 1 次の①及び②については除くものとする。
 - ①工程上の制約がある工事
 - ②週休2日制工事に適さないと判断した工事
- 2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合、発注工事毎に休日等が異なることは支障ない。
- 3 発注者は、対象工事契約後、技術管理課が指定する一覧表を更新するものとする。

4 その他の取り扱いは、以下のとおりとする。

① 特記仕様書に別紙1のとおり記載するものとする。

5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評定）

1 工事成績評定の加点方法については、考査項目「4. 工事特性」－「施工現場での対応」－「施工状況（条件）に対応した施工・工法等」－「その他（理由：完全週休2日達成等）」に加点するものとする。なお、減点方法は要綱に定めるとおりとする。

2 「受注者の責によらない理由」とは、特殊な事情により工事完成を優先させたもの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるものとする。

要綱第6条関係（工期変更）

1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

1 工事費の積算は、以下のとおりとする。

①発注時

4週8休以上の現場閉所達成を前提に労務費に補正係数1.05を乗じるものとする。

②工事完成時

現場閉所の達成状況を確認後、その達成状況に応じて、次に掲げる補正係数を乗じて減額変更する。

	4週6休未 満	4週6休以 上 4週7休未 満	4週7休以 上 4週8休未 満	4週8 休以上	完全週休2日 準完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	

2 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は別紙参考による。

要綱第9条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 参考様式（別紙2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和3年3月11日 営-392）

- 1 この運用は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この運用による規定は、令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和3年9月15日 営-127）

- 1 この運用は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この運用による規定は、令和3年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和4年3月14日 営-406）

- 1 この運用は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この運用による規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和4年3月24日 営-425）

- 1 この運用は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この運用による規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和4年9月1日 営-441）

- 1 この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日 営-992）

- 1 この運用は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この運用による規定は、令和5年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

【参考】

単価の補正方法について

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

なお、週休2日制工事用標準単価（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満及び4週6休4週7休未満）は、以下に定める補正が考慮された単価となっている。

また、見積単価は補正係数による補正の対象外とするため、見積徴取の際は週休2日を条件に付すこと。

(1) 「複合単価」の補正方法

複合単価の労務単価は、秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用に定める週休2日の実施状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

刊行物の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

刊行物の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シリカ）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15

(仕上塗材仕上以外)							
左官工事	刊行物	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シリック)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	刊行物	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	刊行物	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「刊行物」：刊行物の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線 び及び同ホックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ホックス及び 位置ホックス用ホソディ グ	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	フルホックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13

	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブル用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続 材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及 び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板 式、銅覆銅棒、接地 極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャパ-類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクト等-等の取付手間 のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21